＜会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書＞

概　要

令和７年９月

会 計 検 査 院

各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について

＜検査の状況の主な内容及び所見＞

1　対象システムに係る情報セキュリティ対策の実施状況等

本府省庁等24機関の236システム及び地方支分部局16機関の120システムについて検査したところ、情報システム台帳による管理が行われていない、ソフトウェアに関するぜい弱性対策、アクセスの権限の管理、主体認証情報の管理及びログの取得・管理が適切に行われていない、危機的事象発生時における情報セキュリティに係る対策事項を定めていない、業務の委託先等において調達仕様書等に定めることとされている事項の一部が定められていない、クラウドサービスの利用について許可権限者から承認を受けていない、ＩＴ－ＢＣＰが策定されていないなどの状況が見受けられた。また、ＩＤ無しシステムは、ＩＤ付きシステムよりも情報セキュリティ対策の実施割合が低くなっていた。

2　情報セキュリティ対策に係る教育等及び監査の状況

情報セキュリティ対策に関する教育実施計画が策定されていない、ポリシーの内容に関する教育が実施されていない、業務委託に係る情報セキュリティ対策が、これに関する教育を実施している府省庁等においても必ずしも適切に講じられていない、計画外監査の結果が情報セキュリティ監査責任者等に情報共有されていないなどの状況が見受けられた。

所見：

- **各機関において、統一基準群に準拠した情報システム台帳を整備するとともに、ソフトウェアに関するぜい弱性対策、アクセスの権限の管理、主体認証情報の管理、ログの取得・管理、業務委託、クラウドサービスに係る情報セキュリティ対策を講ずること。また、政府業務継続計画等に基づきＩＴ－ＢＣＰの策定等を適切に実施すること**
- **ＩＤ無しシステムの整備、運用等を行っている各機関において、情報システムＩＤの取得について検討するとともに、デジタル庁は、既存の情報システムに係る情報システムＩＤを取得する場合の手続等を明確にすることについて検討すること**
- **各機関において、情報セキュリティ対策の必要性等に関する教育を充実させるための方策について検討すること。国家サイバー統括室は、情報セキュリティ対策の必要性等についての理解が更に深まるように引き続き教育等の取組を進めること**
- **各機関において、計画外監査の結果が情報セキュリティ監査責任者等に情報共有されるように対応を検討すること**